■縦覧制度について

縦覧制度とは、土地または家屋の納税義務者の方が、土地または家屋の価格等を記載した「縦覧帳簿」をご覧いただき、自分が所有する土地または家屋の価格と他の土地または家屋の価格を比較して、その評価が適正であるかどうかを確認していただく制度です。

●縦覧できる方

**町内の土地または家屋の納税義務者**

（資産を所有していても免税点未満等の理由により固定資産税が課税されていない方は縦覧できません）

納税義務者の同居の家族、相続人代表、納税管理人の方も縦覧できます。

・相続人代表以外の相続人の方は、戸籍謄本等相続関係がわかる書類が必要です。

・別居の家族、その他代理人の方は、 納税義務者の委任状が必要です。

・令和５年１月２日以降に所有者となった方は縦覧できません。

●縦覧できる土地・家屋

**土地に対する固定資産税の納税義務者は、町内の土地について縦覧できます。**

**家屋に対する固定資産税の納税義務者は、町内の家屋について縦覧できます。**

この制度は自分が所有する土地または家屋の価格と他の土地または家屋の価格を比較して、その評価が適正であるかどうかを確認していただく制度であるため、土地のみを所有している方は家屋の、家屋のみを所有している方は土地の縦覧はできません。

　　また、「将来購入予定の特定の土地の評価額が知りたい」「町内にある物件すべてを縦覧したい」など縦覧制度の趣旨から逸脱する場合は、縦覧をお断りすることがあります。

●縦覧できる事項

**土地：地番、現況地目、現況地籍、評価額、正面路線番号（状況類似）**

**家屋：地番、家屋番号、用途、現況構造、階層、建築年、現況１階床面積、現況延床面積、評価額**

※ 縦覧帳簿のコピーおよび写真撮影はできません。書き写しは差し支えありません。

●縦覧できる場所

**綾川町役場　税務課（本庁のみ）**

●縦覧できる期間

**令和５年４月３日（月）　から　 令和５年５月３１日（水）　まで**

**午前８時３０分から午後５時１５分（土日祝日を除く）**

●料金

**無料**

●必要なもの

・窓口で縦覧される方の本人確認ができるもの（運転免許証、個人番号カードなど）

・法人の場合は上記の他に、 委任状（任意様式）または法人印をお持ちください。

・相続人代表以外の相続人の方は、戸籍謄本等相続関係がわかる書類が必要です。

・別居の家族、代理人の方は 委任状が必要です。